



ざいます。よって本案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山昌作君） 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員長（杉山昌作君） 次に、国有財産特別措置法の一部を改正する法律案及び厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案の二法律案についてお諮りをいたします。

右の二法律案につきましては、本院規則第五十三条によりまして、継続審査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山昌作君） 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたします。

なお、要求書の作成は委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山昌作君） 御異議ないものと認めます。よってさよう決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後九時四十七分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

五月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の

一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月十八日）

五月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、財団法人海洋博物館に対する国有財産譲与の立法化に関する請願（第二八三三三号）

第二八三三三号 昭和三十三年四月三十日受理

財団法人海洋博物館に対する国有財産譲与の立法化に関する請願

請願者 東京都千代田区霞ヶ関 三ノ四財団法人海洋博物館理事長 朝比奈貞一

紹介議員 加藤 武徳君 堀本 宜実君 高野 一夫君

昭和三十三年三月法務庁令第三号及び同年八月政令第二三三十八号によつて財団法人海洋博物館が財団法人海軍館から譲り受けた財産は、一般の解散団体の財産と同様に扱われ、同時に土地建物は厚生省の管理下に置かれ、学校法人日本社会事業学校等厚生省関係の各種団体がひきつづき使用し、現在日本社会事業学校のみが使用しているが、近時世界の諸国の海洋交通、海洋資源に関する研究が盛んで、わが国としてもこれ等諸国に仲間入りして必要な資料の収集、保存及び展示並びに海洋知識の普及、調査及び研究にかかる事業の発達に資することが極めて重要であり、国有財産の譲与については、財団法人日本海員会館に対する国有財産の譲与に関する法律（昭和三十

年法律第八十号）等の例もあり、又新たに予算支出をすることなく処理することができると考えられるから、本財団の活動を可能ならしめるため、以前、本財団の所有であった土地及び建物で国庫に帰属したものの譲与に関する立法措置を講ぜられたいとの請願。

五月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、酒税の一部を酒害対策費とするの請願（第三四六二二号）

第三四六二二号 昭和三十三年五月十八日受理

酒税の一部を酒害対策費とするの請願

請願者 石川県金沢市飛梅町二八 三浦鈴子

紹介議員 高瀬庄太郎君

酒税をもつて国政のおもなる財源にあつては、政策の反面には酒乱、アルコールが増加し、家庭は破壊され、犯罪は激増し、不良少年は日に増加して、このままの悪循環を繰り返して、いよいよ国民の体位と道義は低下し、ゆゆしい事態をひきおこすことになるから、二千億円に及ぶ酒税の一部をもつて酒害対策費にあて、アルコール禍になやむ者の更生を図り、その家庭の救済と社会の福祉を考慮せられたい。なお、北欧をはじめ欧米諸国及び印度等においては、高率の酒税の一部をもつて、酒癖きよう正施設の経営及び禁酒運動を援助しているから、わが国においても、民間の禁酒運動団体に酒税の一部をもつて援助せられたいとの請願。

六月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、商工組合中央金庫に対する政府指定預託金引揚げに関する請願（第三六五〇号）

第三六五〇号 昭和三十三年六月二日受理

商工組合中央金庫に対する政府指定預託金引揚げに関する請願

請願者 東京都中央区日本橋茅場町二ノ四社団法人日本中小企業団体連盟会長 豊田雅孝

紹介議員 森 八三二君

中小企業金融ひびく現状にもかかわらず、商工組合中央金庫に預託されている政府指定預託金が今回引き揚げられることになったが、これが引揚げ措置に伴う対策として、（一）本預託金引揚げに伴う商工組合中央金庫の資金減少に対して政府が補てんする措置を講ずるばかりでなく、当面の金融ひびくを緩和するため商工債券即時大幅引受けを行なうこと、（二）政府指定預託金引揚げに伴い、今後これに代る措置として、商工組合中央金庫に対し資金運用部資金の低利直接貸しのみを置くよう措置すること、等についてすみやかに善処せられたいとの請願。

六月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、配当損金扱い等企業課税に関する請願（第三六五六号）

第三六五六号 昭和三十三年六月三日受理

配当損金扱い等企業課税に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋茅場町二ノ四全国中小企業団体中央会内 塩沢 達三

紹介議員 小山邦太郎君

配当損金扱い（とくに増資配当または利子相当額部分の配当損金扱い）の制度は、依然として大所得法人に有利な制度であり、中小法人の租税負担を軽減し、その資本充実を促進するものであるとは考えられないから、中小企業の資本充実のためには、配当損金扱いの方法により、税率の引下げによる税の軽減を主眼として、現行税法に關し、（一）法人の低額所得に対する軽減税率につき、その所得額に応じて数段階の軽減税率を採用すること、（二）同族法人の留保金に対する課税を全廃すること、（三）現行固定資産耐用年数を合理的に改定するとともに、中小企業の設備更新のため必要な固定資産については、大幅な特別償却を認めること、（四）中小企業に再度資産再評価の機会を与え、この場合再評価額はきわめて低率のものとする、（五）法人、個人の企業形態の別による税負担の不均衡を是正するため、個人事業所得について家族労働報酬の控除を認めること等の改正措置を講ぜられたいとの請願。

六月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、どぶろく密造防止対策に関する請願（第三六七八号）

第三六七八号 昭和三十三年六月十一日受理

どぶろく密造防止対策に関する請願

請願者 福島県会津若松市上大

和町 新城猪之吉

紹介議員 松平 勇雄君

国税庁はどぶろく密造石数の推定を九十八万石と発表しているが、実際は少なくとも百三十万石を下回らないものと思われる。何万という農民がこのような違法行為をしていることは、はなはだなげかわしいことであつて、これはすみやかに防止対策を講ずべきであり、このため請願者は、昭和十八年以來米酒交換案を提唱しているものであるが、いまだに実施されずまことに遺憾である。本案は、どぶろく密造防止対策として最良の方法であると信ずるから、農民への国家の恩恵として、ぜひとも採用の上、初年度としては、諸般の事情を勘案し、全国的にこれを実施することを一応さし控えて、もつとも密造の盛んな秋田県だけに、モデルケースとして特例をひらき、米酒交換（農家食用米一千石をこれにあて、米一升プラス税金と清酒二級一升の交換、一戸三斗以内に制限すること）を実施せられたいとの請願。

七月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、固定資産の耐用年数短縮に関する請願（第三七六三号）

第三七六三号 昭和三十五年六月二十八日受理

固定資産の耐用年数短縮に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋茅

場町二ノ四全国中小企

業団体中央会内 塩沢

達三

紹介議員 小山邦太郎君

現行の固定資産耐用年数は、これを規定した関係法規が制定された昭和二十六年当時にして、（一）設備の操業度が著しく上昇していること、（二）設備の自動化が進み回転数が増加していること、（三）設備の構成割合が著しく異なっていること、（四）需要の変遷及び設備の進歩が急速であるため陳腐化がはなはだしくなつていていること等のため、実情に適合しないものとなつていゝ。とくに中小企業は、従来減価償却に對し比較的無関心であつたため、合理化機械の特別償却等においてはむしろ、一般償却においても大企業に比し、不利な立場におかれてゐるから、早急に現行耐用年数を短縮せられるとともに、その改正にあたつては大企業と中小企業との不均衡是正、中小企業の設備近代化促進等の諸点に十分配慮せられたいとの請願。

昭和三十五年七月十九日印刷

昭和三十五年七月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局